



国の制度

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします



園子ども総務課

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、これに関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

国ではこの新制度実施のため、消費税率が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が当てられることになりました。貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくこととなりましたので、その一部を紹介します。

★制度の詳細は内閣府のホームページをご覧ください。「子ども・子育て支援新制度」で検索。

こんな取り組みを進めていきます

- ① 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ② 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ③ 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- ④ 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。



市の制度の変更点は次のページをご覧ください。

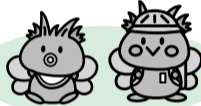
「量」と「質」の両面から、もっと効果的な子ども・子育て支援を
子ども・子育て支援新制度では、消費税増税分を活用して子育てを社会全体で支えます



支援の量を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。（地域の実情により異なります）
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、教育・保育の受け皿を増やします。



支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善

- 子どもたちに、さらに目が行き届くように、職員1名当たりが担当する子どもの数を改善します。

幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着および質の高い人材の確保を図ります。

児童クラブの充実

- 新たに基準を設けて質の向上を図り、小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」の解消を目指します。

（※児童養護施設など社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。）

地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援も利用しやすく変わります



すでに始まっている事業です。

地域子育て支援拠点

地域の身近なところ（公共施設や保育所など）で、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望するかたと、援助を行うことを希望するかたとの相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

時間外保育（延長保育）

保護者の就労等により午後6時以降も保育を必要とする児童に対し、保育時間を延長します。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院などに付設されたスペースで預かります。

子育て短期支援（ショートステイ）

保護者が出産や病気などで子どもの養育が一時的に困難になったとき、市をとおして児童養護施設などに子どもを預けることができる事業です。



これから始まる事業です。しばらくお待ちください。

児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学1～6年生まで）が、放課後に児童クラブ等で過ごすことができるようにする取り組みです。

利用者支援

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります
〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を地域の実情に応じて普及を図ります。また、新たに少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

幼稚園
3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
利用できる保護者 制限なし

認定こども園
0～5歳

教育と保育を一体的に行う施設
● 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
● 認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図ります。

保育所
0～5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

地域型保育 0～2歳

原則19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業
● 新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。
● 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保します。

家庭的保育（保育ママ）

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5名以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

小規模保育

少人数（定員6～19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

※そのほか、事業所内保育や居宅訪問型保育があります。